

**「区民による身近な生物調査委託」
業者選定実施要項**

**令和5年9月
目黒区**

「区民による身近な生物調査委託」業者選定実施要項

目次

1 公募の趣旨	4
2 契約期間	5
3 提案限度価格	5
4 委託内容	5
5 応募の資格及び条件	5
6 公募の流れ	5
7 質問の受付	7
8 応募方法	7
9 選定方法等	9
10 参考資料	10
11 その他	11
12 問い合わせ及び提出先	12

資料編

別紙1 「仕様概要」

別紙2 「企画提案に関する事項の記載上の留意事項について」

様式1 質問票

様式2 プロポーザル参加申込書

様式3 プロポーザル提案書

様式4 企画提案に関する事項

様式5 経営能力等に関する事項

様式6 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書

1 公募の趣旨

(1) 業務の背景と目的

目黒区では目黒区基本構想の理念に「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を掲げ、誰にとっても、いつでも、いつまでも心地よいまちの実現を図るため目黒区基本計画に基づきさまざまな取組を推進しています。この理念の実現するためには、人間の生活の基盤となる「自然環境」と調和したまちづくりを進めていくことが重要であり、基本計画では「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を5つの基本目標の一つに掲げています。

特に近年、地球温暖化の進行や人間生活の影響による生態系の変化等など、区を取り巻く自然環境は大きく変化しています。こうした変化に対応するため、区では「目黒区生物多様性地域戦略（平成26年3月策定）」（以下「地域戦略」という。）や「目黒区環境基本計画（令和5年3月改定）」、「目黒区みどりの基本計画（平成28年3月改定）」に基づき自然環境の保全・創出に取り組んでいます。

また、自然環境の変化を捉えるためには、地域に生息・生育するいきもの状況を把握することが欠かせません。このことから国や地方公共団体の多くで、自然環境を把握するための調査（自然環境基礎調査）を実施し、動植物の生息・生育状況を継続的に確認のうえ、施策の達成状況や評価、課題の把握を行っています。

区では、自然環境基礎調査を、区と専門家・研究機関のみで行うのではなく、そこに暮らす住民（区民）も加え、区・区民・事業者・学校等と協働で行うことで、自然環境の把握とともに、区民に対する自然の大切さの普及啓発を図っています。

こうした“多様な主体との協働による自然環境基礎調査”を「めぐるいきもの気象台事業（以下「いきもの気象台事業」という。）」と位置づけ、昭和52年より継続して調査を実施してきました。

いきもの気象台事業のうち、専門性の高い調査については専門家や研究機関が実施する「専門調査」に、区民が身近な生物について行う調査を「区民による身近な生物調査」と区分し、各主体の役割分担を図りながら体系的に調査を実施しています。

本委託は、地域戦略及び「目黒区自然環境基礎調査実施基準（平成29年4月1日策定）」に基づき、区民による身近な生物調査及び専門調査の調査結果をいきもの気象台システムで集計・解析するとともに、自然環境の大切さや生物多様性確保に関する普及啓発や主体的・継続的に調査に参加する区民（以下「生物多様性リーダー」という。）の育成・交流等の支援を図り、今後の区民による身近な生物調査をさらに促進させることを目的とする業務です。

(2) 公募の趣旨

本業務は、区民から寄せられる年間生物調査データのデータベースを作成する業務であり、調査データを登録する際の生物種の確認（同定）等、動植物に対する高い専門性を必要とするとともに、区民の参加促進のための普及啓発や区民にわかりやすい形での調査結果の発信等、創意工夫による表現力が求められ、本業務の適正な履行には生物に関する高い専門性を活かしながら、区民へわかりやすく情報発信する能力が必要とされます。

ついては、当該業務に必要な企画力、専門性、表現力、実績等を価格のみの競争ではなく総合的に判断するため、プロポーザル方式により事業候補者（以下「候補者」という。）を募集します。

なお、本件は、令和6年度予算が議会で可決された場合において、令和6年4月1日に契約が確定されることを前提とした準備行為です。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 提案限度価格

5,667千円(税込)

※提案価格が提案限度価格以上となる場合、提案内容は無効とします。

4 委託内容

委託内容は、別紙1「仕様概要」のとおりとします。

なお、正式な仕様書については、プロポーザルにより選定した候補者の提案書を踏まえながら、区と候補者との協議の上、速やかに作成するものとします。

5 応募の資格及び条件

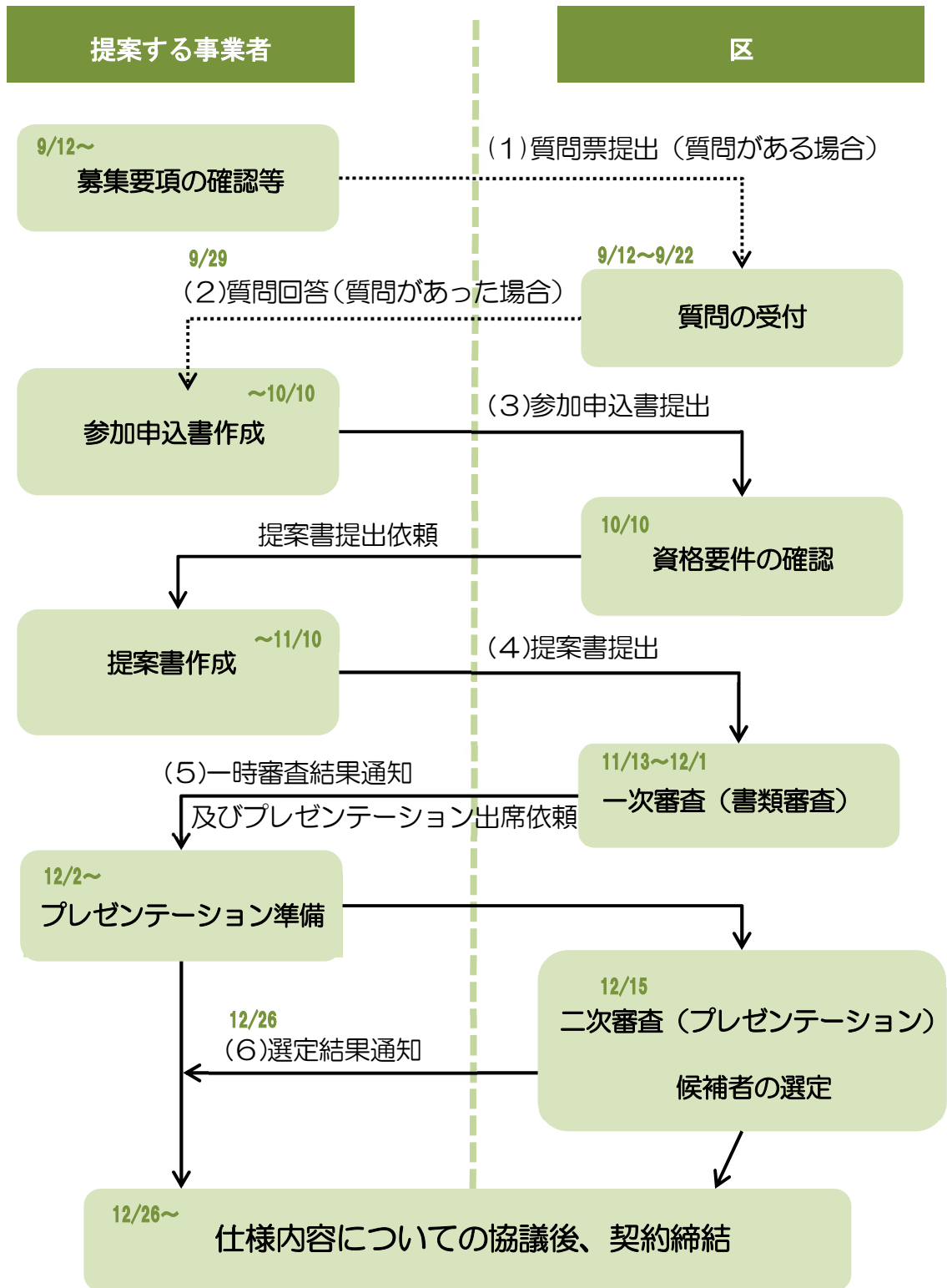
以下の項目に該当する事業者を募集対象とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 「目黒区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)の入札除外措置を受けていないこと。
- (5) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 本委託業務における予定監理技術者及び予定担当技術者が、直近10年間に於いて、コンサルタントとして東京都内(島嶼を除く)において生物調査及び住民参加型調査会業務に携わった経験があること。

6 公募の流れ

- (1) 質問票の提出期間
令和5年9月22日(金)午後5時まで
- (2) 質問に対する回答の発送
令和5年9月29日(金)
- (3) プロポーザル参加申込書提出期限
令和5年10月10日(火)午後5時まで
- (4) プロポーザル提案書等提出期限
令和5年11月10日(金)午後5時まで
- (5) プレゼンテーション実施日
令和5年12月15日(金)午前10時より午前12時まで
- (6) 選定結果通知の発送
令和5年12月26日(火)

公募の流れのフロー図



7 質問の受付

プロポーザルに参加するにあたって質問がある場合には、質問票（様式1）を電子メールにより提出してください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく質問票を提出されたすべての方に電子メールで回答します。質問がない事業者についても、回答を参照したい場合は質問票を提出してください。なお、口頭（電話等）による質問は受け付けません。

(1) 提出期限

令和5年9月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによりみどり土木政策課みどりの係（本要項「12 問い合わせ及び提出先」を参照）へ提出

(3) 質問に対する回答

令和5年9月29日（金）にメールで回答

8 応募方法

(1) プロポーザル参加申込書の提出

1) 提出期限

令和5年10月10日（火）午後5時まで

2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内必着。また、発送後に必ず提出先に電話連絡すること。）により、みどり土木政策課みどりの係（本要項「12 問い合わせ及び提出先」を参照）へ提出してください。持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に来庁してください。なお、提出期限を過ぎて提出された場合は参加申込を無効とします。

3) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式2） 1部

会社の概要が分かるパンフレット 1部

「5 応募の資格及び条件」の内容が分かる書類等 1部

(2) プロポーザル提案書等の提出

1) 提出資格

上記（1）の参加申込書を提出した方のうち、本要領「5 応募の資格及び条件（6）を除く）」に基づき、参加要件を満たすことが確認された方（以下「提案者」という。）に対し、プロポーザル提案書等（以下「提案書等」という。）の提出を文書で依頼します。

2) 提出期限

令和5年11月10日（金）午後5時まで

3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内必着とする。また、発送後に必ず提出先に電話連絡を行うこと。）により、みどり土木政策課みどりの係（本要項「12 問い合わせ及び提出先」を参照）へ提出してください。持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に来庁してください。なお、提出期限を過ぎて提出された場合は提案を無効とします。

4) 提出書類

ア プロポーザル提案書（様式3、1部）

イ 企画提案に関する事項（様式4、6部）

別紙1「仕様概要」の「7 内容」及び別紙2「企画提案に関する事項の記載上の留意事項について」を参照の上、以下の項目について提案するとともに、過去に類似の業務において各項目に記載した内容の具体的イメージを伝えるための資料があれば添付してください。

《提案項目》

- ① 年間生物調査データの確認・整理
- ② 調査結果の集計及び解析評価
- ③ 現地調査会（いきもの住民会議）の運営
- ④ エコアップ研修の運営
- ⑤ ニュースレター（自然通信員だより）原稿データの作成
- ⑥ 動植物目録年報（グリーンデータブック いきもの住民台帳）原稿データの作成
- ⑦ 独自提案

ウ 経営能力等に関する書類（様式5、6部）

- ① 法人の概要
- ② 法人等の過去の類似業務実績（過去10年間及び現在実施中の類似業務の実績）

- ・生物調査に関する専門性を必要とされる業務
- ・市民参加型調査イベントの運営に関する業務

上記の類似業務実績がある場合は、様式5に直近の類似業務実績の業務名、発注者、完了年月、業務の概要がわかるよう記入ください。

《類似業務実績例》

- ・●●公園内水生生物調査業務
- ・生態系概況把握調査業務
- ・ビオトープのモニタリング調査に基づく効果検証業務
- ・池などの魚類調査業務
- ・河川水生生物調査及び市民参加型水辺環境調査業務
- ・市民参加型指標種調査運営業務

- ③ 人員配置（監理技術者及び担当技術者の資格・業務実績等）

本委託を受注することとなった場合の予定技術者の有する資格及び業務実績を記入してください。

エ 提案価格書及び内訳書（様式自由、1部）

オ 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（実施要項様式6）

5) 提案書等の提出にあたっての留意事項

- ・提出書類のうち、イ及びウについては法人名及び会社が特定できるロゴ等が入らないようにし、必要な場合は、「当社」「当団体」などの表現に修正してください。
- ・提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切できません。お間違いのないように注意してください。

(3) プレゼンテーションの実施

1) 実施日

令和5年12月15日（金） 午前10時より午前12時まで

2) 対象

提案書等を提出した事業者のうち、一次審査（提案書による書類審査）の評価点が高かった上位3社。法人の代表者または代理5名までが出席可能

- 3) 実施場所
目黒区総合庁舎
- 4) 実施方法

提案書の内容等について各自15分間のプレゼンテーションを行っていただき、プレゼンテーション終了後、区から質疑があります。プレゼンテーション及び質疑応答は原則として本委託の予定担当技術者が行ってください。説明用資料は提出済みの提案書に基づくものとし、新たな提案は認めません。会議室に電源の用意はありますので、パワーポイント等を使用する場合は、パソコンとプロジェクターをお持ちください。

9 選定方法等

(1) 一次審査（提案書による書類審査）

提出された提案書をもとに、下記の内容について評価を行います。

		提案内容	評価項目
企画提案に関する事項		年間生物調査データの確認・整理	区民から寄せられる情報を適正に登録・蓄積できる能力が十分にあるか
		調査結果の集計及び解析評価	調査結果を十分に活用し、区の生物多様性事業に対する評価の基礎資料となる効果的な分析・解析を行う提案となっているか
		現地調査会（いきもの住民会議）の運営	委託目的に沿った調査会の提案となっているか 調査会実施時の安全管理体制は十分か
		エコアップ研修の運営	委託目的に沿った研修の提案であり、継続した人材育成のための手法の提案があるか。 研修実施時の安全管理体制は十分か。
		ニュースレター（自然通信員だより）原稿データの作成	専門性の高い生物情報等を区民にわかりやすく発信できる提案となっているか 生物多様性リーダー候補者の増加に資する効果的な記事内容が提案されているか
		動植物目録年報（グリーンデータブック いきもの住民台帳）原稿データの作成	生物観察データを活かし、区民にわかりやすい情報の取りまとめや、今後の区民参加調査で活用できる内容を含んだ提案となっているか 生物多様性リーダー候補者の育成に資する効果的な記事内容が提案されているか
		独自提案	生物に関する専門性や情報発信能力等を活かし、目黒区の生物多様性事業を推進するための提案であるか 継続した人材育成のための手法が提案されているか
経営能力等に関する事項	法人の概要 業務実績	経営形態、資産又は資本金、従業員数、業務内容、履歴	安定して業務を遂行できる法人か
		過去10年間及び現在実施中の類似業務の実績	生物調査に関する専門性を必要とされる過去の業務実績は十分か 市民参加型の調査イベント等の運営に関する過去の業務実績は十分か
	人員配置	生物調査業務の資格又は実績	従事する担当者の生物調査業務に関する資格又は業務実績は十分か
		住民参加型調査会業務の資格又は実績	従事する担当者の住民参加型調査会業務に関する資格又は業務実績は十分か
提案価格			

(2) 一次審査結果の通知

すべての提案者に対して選定結果を書面により通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

プレゼンテーション及び質疑の内容をもとに、下記の内容について評価を行います。

評価項目	評価の視点
専門性の高い情報の解説力	① 専門用語などを多用せず、区民にわかりやすく伝える能力があるか ② 業務に関する専門的な知識が確認できるか
協調性	① 区民との良好なコミュニケーションを図るための高い協調性があるか ② 区との協議を円滑に行う調整能力や冷静に議論できる論理的思考能力があるか
業務への取組意欲	① 業務に対する熱意や意欲を感じ取れるか ② 他社と比べて特筆すべき評価項目はあるか
区の施策に対する理解度	・ 区の生物多様性事業に関して十分に理解しているか
コミュニケーション能力	① 発注者の指示等を明確に理解しているか、また、意思疎通を容易に行えるか ② 質問に対する応答が迅速、明快かつ的確か

(4) 候補者の選定方法

提案書及びプレゼンテーションの審査結果から、評価点の高い提案者順に第一位及び第二位の候補者を選定します（評価点が別に定める最低基準点を超える場合に限る）。また、複数の提案者の評価点が同点となった場合は、提案価格の安い順に選定します。第一位の候補者が辞退又は失格となった場合は、第二位の候補者が委託契約締結対象者となります。

(5) 候補者選定結果の通知

プレゼンテーションを行ったすべての提案者に対して選定結果を書面により通知します。

10 参考資料

提案書の作成にあたっては、下記の行政資料等を参考にして提案内容をご検討ください。

(1) 目黒区みどりの基本計画

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/midori/midori/midorinokiho_nkeikaku.html

(2) 目黒区生物多様性地域戦略

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/kankyo_hozen/tayosei/chii_kisenryaku.html

(3) めぐるグリーンデータブック（目黒区いきもの住民台帳）

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/tokei/chosa_hokoku/ikimono_daicho.html
https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/tokei/chosa_hokoku/ikimonodaicho.html

(4) みんなで探して発見！身近な自然（自然通信員だより）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ikimono/johokyoku/download.html>

1 1 その他

(1) 契約について

当委託は、単年度契約とします。ただし、業務の履行状況を評価し、評価が良好であることを確認の上、最長3年間継続して契約できるものとします。

(2) プロポーザル提案に係る費用負担について

本プロポーザル提案に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

(3) 審査の経緯について

審査の経緯に関する質問には一切応じません。

(4) 提出書類の返却について

提出書類は返却しません。必要な場合は、提出前にコピーをとる、保管用の複製を作成する等の対応を各自でお願いします。

(5) 区による提出書類の目的外利用について

本プロポーザル提案において区に提出された書類等は、目的外での利用は一切しません。

(6) 予定技術者の変更について

提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することができません。病欠、死亡、退職等きわめて特別な場合により変更を行う場合には、配置する技術者が、配置予定だった技術者と同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならないこととします。

(7) 提案書の「作成上の注意事項」

(1) 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については別紙「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

(2) 提案書には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には提案書を受理しない場合があります。

(3) 別紙「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

12 問い合わせ及び提出先

〒153-8573

東京都目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎6階

目黒区都市整備部みどり土木政策課 みどりの係 佐渡

TEL 03-5722-9359

FAX 03-3792-2112

E-mail midoridoboku09@city.meguro.tokyo.jp

資料編

別紙1 「仕様概要」

別紙2 「企画提案に関する事項の記載上の留意事項について」

様式1 質問票

様式2 プロポーザル参加申込書

様式3 プロポーザル提案書

様式4 企画提案に関する事項

様式5 経営能力等に関する事項

様式6 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書

仕 様 概 要

- 1 件 名 区民による身近な生物調査委託
- 2 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 履行場所 区の指定する場所
- 4 契約種別 総価契約
- 5 支払い方法 完了後支払い

6 背景と目的：

目黒区では目黒区基本構想の理念に「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を掲げ、誰にとっても、いつでも、いつまでも心地よいまちの実現を図るため目黒区基本計画に基づきさまざまな取組を推進している。この理念の実現するためには、人間の生活の基盤となる「自然環境」と調和したまちづくりを進めていくことが重要であり、基本計画では「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を 5 つの基本目標の一つに掲げている。

特に近年、地球温暖化の進行や人間生活の影響による生態系の変化等など、区を取り巻く自然環境は大きく変化している。こうした変化に対応するため、区では「目黒区生物多様性地域戦略（平成 26 年 3 月策定）」（以下「地域戦略」という。）や「目黒区環境基本計画（令和 5 年 3 月改定）」、「目黒区みどりの基本計画（平成 2 8 年 3 月改定）」に基づき自然環境の保全・創出に取り組んでいる。

また、自然環境の変化を捉えるためには、地域に生息・生育するいきものの状況を把握することが欠かせない。このことから国や地方公共団体の多くで、自然環境を把握するための調査（自然環境基礎調査）を実施し、動植物の生息・生育に関する調査を継続的に実施し、施策の達成状況や評価、課題の把握を行っている。

区では、こうした自然環境基礎調査を、区と専門家・研究機関のみで行うのではなく、そこに暮らす住民（区民）も加え、区・区民・事業者・学校等と協働で行うことで、自然環境の把握とともに、区民に対する自然の大切さの普及啓発も図っている。

こうした“多様な主体との協働による自然環境基礎調査”を「めぐろいきもの气象台事業（以下、「いきもの气象台事業」という。）」と位置づけ、昭和 52 年より継続して調査を実施してきた。

多様な主体が自分たちの役割に応じて調査を実施する場合に特に重要となるのが、各主体が実施した調査結果を一元的に集約管理していくことである。そのため区では、別添「目黒区自然環境基礎調査実施基準（平成 26 年 4 月 1 日付け目都み第 884 号、以下「実施基準」という。）」を定め、この基準に基づき行われた調査の結果を一元的に集約できるシステム（いきもの气象台システム）を構築し、調査結果の集計・解析並びに情報発信等の運用を図っている。

いきもの气象台事業のうち、専門性の高い調査については専門家や研究機関が実施する「専門調査」に、区民が身近な生物について行う調査を「区民による身近な生物調査」とし、各主体の役割分担を図り体系的な調査を実施することとしている。

7 内容：

本委託は、自然通信員等の区民による身近な生物調査の結果を区がいきもの气象台システムにより集約して提供する目黒区産動植物目録「いきもの住民台帳データベース（以下、「データベース」という。）」へ正確に登録するとともに、調査結果を集計・解析し、実施基準に基づく環境区分を基に区内の生物の生息状況等生物多様性の現状把握及び地域戦略が示すエコロジカルネットワーク形成等の区の生物多様性に関する施策の解析評価を行うための基礎資料を作成する。また、区民に対する区民による身近な生物調査の情報発信や現地調査会を実施する。なお、本仕様概要に定めのない用語の定義については実施基準によるものとする。

(1) 年間調査計画の企画提案及び決定

年度当初に区と協議のうえ、当該業務の区民参加調査において、どのような生物群又は環境区分に生息するいきものに着目するかなどの全体事業方針を定め、年報作成テーマ種（若しくは分類）及び調査指標候補種等を設定し、観察データの集計及び解析評価の手法、現地調査会の開催テーマ、ニュースレターの内容や発行時期等を記載した年間調査計画を作成・提案し、協議の上で決定する。

なお、各事項のテーマ等の設定に当たっては、過去の事例（別表）を踏まえ重複のないよう配慮するとともに、事業方針に合致したテーマとなるよう考慮すること。

(2) 年間生物調査データの確認・整理

区が提供する区民による身近な生物調査及びその他区が実施基準に基づき実施する生物調査等により得られた新たな生物調査データについて、別途区が提供する写真(jpg形式ファイル又は紙プリント)等により可能なものについて確認（同定）を行う。

生物種について不明あるいは疑義が生じた場合並びにデータベース上の生物分類等の扱いを変更する必要があるときは、区と協議し、同意のもとに実施する。また、区が提供したデータベースの過去の登録情報に誤記や誤情報が含まれていることを確認した場合は区に協議の上、受託者において修正すること。なお、これまでの実績から対応する情報数は30点以下を想定しており、大幅に対象が増加した場合には、協議の上作業を行う。

対象とする情報は、年間の生物観察記録情報数は令和6年1月から12月までのものとし、区民から寄せられる情報は1000件程度、区が提供するその他の調査による情報は2000件程度の計3000件程度を想定とする。写真は取捨選択し、入力情報の整合を図るための管理番号を付し写真台帳を作成すること。この際、紙プリントの写真は原則スキャンして電子ファイル(jpg形式ファイル)とする。

(3) 調査結果の集計及び解析評価

調査結果等を活用しながら、生物多様性確保の指標となる生物の生息・生育現況、地域戦略の目標指標としている野鳥の生息種数の経年変化や観察された生物種等に基づく環境区分ごとの特性、エコロジカルネットワーク形成現況等、区の生物多様性に関する事業に対する解析評価を行う。事業に対する解析評価の手法にあたっては区と協議すること。

(4) 現地調査会（いきもの住民会議）の運営

区民の生物調査能力向上及び調査に参加する区民等の交流の場とすることを目的として、区民による身近な生物調査に参加している区民等を対象に、生物に関する専門知識を有する技術者により現地指導を行う現地調査会を年1回以上開催する。実施にあたり必要な資料及び参加者アンケートは受託者が作成すること。現地調査の実施日等の詳細は、目黒区と受託者が協議し決定する。なお、調査会の実施に当たっては、参加者分のイベント保険に加入するなど、参加者の安全対策及び調査会時の安全管理に十分注意すること。

(別紙1-2)

また、調査会の実施に当たっては、区が実施する参加者募集のほか、受託者において調査会の開催目的に沿って幅広く区民に参加募集を行うよう努めること。

(5) エコアップ研修の運営

生物多様性保全林に指定された樹林等で、生物に関する専門知識を有する技術者による現地での自然環境調査や自然環境回復作業の指導を行うエコアップ研修を年6回以上開催する。運営することにより、区民等の交流を図り、継続的に調査や作業に参加する区民の育成を図る。実施にあたり必要な資料及び参加者アンケートは受託者が作成すること。現地調査や作業の実施日等の詳細は、目黒区と受託者が協議し決定する。なお、研修の実施に当たっては、参加者分のイベント保険に加入するなど、参加者の安全対策及び調査会時の安全管理に十分注意すること。

また、エコアップ研修の実施に当たっては、区が実施する参加者募集のほか、受託者において研修の開催目的に沿って幅広く区民に参加募集を行うよう努めること。

(6) ニュースレター（自然通信員だより）原稿データの作成

上記(2)～(5)の結果を活用し、区民に対して調査活動や区内の身近な自然環境に関する普及啓発や、区民の調査参加を促進させるための内容の記事を掲載するニュースレターを年2回以上作成する。ニュースレターには、以下の項目を掲載するほか、生物多様性リーダー候補者の増加に資する内容を掲載すること。なお、ニュースレターに使用する画像やイラスト等は、区が提供するほか、必要に応じて適宜受託者において作成すること。内容及び発行日については区と協議する。

《掲載必須の項目》

- ア 今年の区民による身近な生物調査の状況や速報
- イ 区民参加調査内容や目的
- ウ 区が提供するイベント情報
- エ 目黒区生物多様性地域戦略の紹介記事

(7) 動植物目録年報（グリーンデータブック いきもの住民台帳）原稿データの作成

上記(2)～(5)の成果の発信及び今後の区民参加調査の推進を図るため活用する資料並びに区民の調査能力向上に資する資料として、区民参加調査結果の集計解析結果を図やグラフ等を用いる年報冊子の原稿を作成する。

年報には、以下の項目を掲載するほか、生物多様性リーダー候補者の育成に資する内容を掲載する。なお、動植物目録年報の作成に当たっては、区が著作権等を所有するイラスト等は使用可とする。また、テーマ種（若しくは分類）の本年までの調査結果を表したリストや分布図等は必要に応じて区が作成し提供するものを原稿データに取り込む。

《掲載必須の項目》

- ア 上記「(1) 年間調査計画の企画提案及び決定」において設定したテーマ種（若しくは分類）について、本年の調査結果や分布状況、経年変化等のデータ集計結果及び解説記事並びにリスト。
- イ 上記アのテーマ種（若しくは分類）の概観についての水彩による環境図版及び簡易的な解説記事。なお、作成した環境図版は図版全体と主要部分についてスキャンし電子データとすること。
- ウ 区内に生息する生物に関する知識を有する者1名程度によるテーマ種（若しくは分類）についての解説文。なお、解説は、区民にわかりやすい表現によるものとし、解説の依頼にかかる費用等は受託者が負担するものとする。

- エ 上記(3)の解析評価結果を図やイラスト等を踏まえてわかりやすく解説した記事。
- オ その他、区民参加調査の今後の促進に資する記事並びに身近な自然の大切さの普及啓発に関する記事。

8 公害対策

「環境に配慮した安全で快適なまち」の実現を目指すため、環境配慮型公共事業の実施に協力すること。また、本契約の履行に当たって、自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9 区が提供する電子データのファイル形式

データベースはマイクロソフト社のエクセル形式ファイルで提供する。また、画像等の資料は必要に応じて電子ファイル及び紙資料(原図等)により提供する。

10 成果品

(1) いきもの住民台帳データベース

- ア 更新データベース(xlsもしくは、mdbもしくはそれに類似するデータベース形式、csv形式) DVD焼き付け 1式
- イ 写真台帳(xls、jpg形式) DVD焼き付け 1式

(2) いきもの住民会議資料 原稿データ

- 原稿(ai及びpdf形式)、画像原図(jpg形式) DVD焼き付け 1式

(3) ニュースレター 原稿データ (A4両面カラー2ページ×2回)

- 原稿(ai及びpdf形式)、画像原図(jpg形式) DVD焼き付け 1式

(4) 動植物目録年報 原稿データ (A4カラー8ページ 単色12ページ)及び環境図版

- ア 原稿(ai及びpdf形式) DVD焼き付け 1式
- イ 年報に掲載した図及びグラフ等原図(jpg形式) DVD焼き付け 1式
- ウ A4判水彩原図(紙) 2点

上記の原稿はいずれもAdobe社のグラフィックデザインソフトIllustratorを使用するとともに、出力は以下ア～キの通り印刷用とホームページ公開用ファイルを作成すること。本業務で作成、使用した電子データはDVDメディアに焼き付けること。

《出力ファイル》

- ア 印刷原稿 ai形式(トンボ付き) アウトライン化前、画像埋め込み
- イ 印刷原稿 ai形式(トンボ付き) アウトライン化後、画像埋め込み
- ウ 印刷原稿 ai形式(トンボなし) アウトライン化前、画像埋め込み
- エ 印刷原稿 ai形式(トンボなし) アウトライン化後、画像埋め込み
- オ 印刷原稿 PDF((トンボ付き) 高解像度
- カ 印刷原稿 PDF((トンボなし) 高解像度
- キ ホームページ用原稿 PDF(トンボなし) 1ファイル2MB以内に分割

11 再委託

本仕様書に記載の業務を行うにあたり、受託者が止むを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、区に申請をし、承諾をされなければこれを行うことはできない。ただし、本契約を一括して再委託すること及び再々委託は禁止する。また、再委託の受託者は、契約書、本仕様書、質問回答書の内容を遵守し、全ての責任は本契約の受託者等が負うものとする。

12 その他

- (1) 印刷物のインク、用紙は環境に配慮したものを使用し、認証ロゴマークを印刷すること。
- (2) 図版は、区民、児童に分かりやすく、親しみやすく自然に接することのできる表現をした目黒区提示図版同等以上のもので、作成者は、目黒区と協議し決定すること。
- (3) 本業務における成果品の著作権・使用权等の権利はすべて目黒区に帰属するものとし、目黒区の許可なく成果の公表、複製、貸与等を行ってはならない。なお、業務完了後、不要になった著作物のデータは速やかに消去すること。
- (4) 電子データは、本業務終了後流用のないよう全て破棄すること。
- (5) 本業務で公園その他施設等に立ち入る時は、目黒区の発行する調査員証を着用し、調査スケジュールを事前に区に提出するとともに施設の区担当者との調整を図ること。契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務によって個人情報を把握した場合、個人情報保護法を遵守するとともに、それを本委託業務以外に使用又は漏洩してはならない。
- (7) 現地調査等を実施する場合は、目黒区立施設の受動喫煙防止対策のための基本方針(ガイドライン)に準じ、作業中は禁煙とする。
- (8) 本仕様書に疑義がある場合は、目黒区と受託者が協議を行うものとする。

以 上

担当：目黒区都市整備部みどり土木政策課みどりの係 佐渡（電話 03-5722-9359）

別表 過去（直近5年間）のテーマ設定事例

年度	調査対象指標種						年報テーマ種
	1	2	3	4	5	6	
令和元	クワガタムシ科	テントウムシ科	コガネムシ科	カミキリムシ科	ゾウムシ科		甲虫
令和2	トンボ類	水生昆虫	メダカ	アメリカザリガニ	水鳥	水生植物	水辺のいきもの
令和3	ハチ類	バッタ類	カマキリ類	コオロギ類	アメンボ類		ハチ
令和4	ススキ	キンラン	タチツボスミレ	ホタルブクロ	シロバナ タンポポ		野草
令和5	トカゲ類	ヘビ類	カメ類	カエル類			両生類・爬虫類

年度	いきもの住民会議		
	場所	テーマ	講師
令和元	中目黒公園	甲虫	株式会社自然教育研究センター
令和2	林試の森公園	水辺のいきもの	株式会社自然教育研究センター
令和3	中目黒公園	ハチ	アオイ環境株式会社
令和4	菅刈公園	野草	アオイ環境株式会社
令和5	駒場野公園	両生類・爬虫類	アオイ環境株式会社

企画提案に関する事項の記載上の留意事項について

提出書類「様式 4 企画提案に関する事項」の業務提案内容①から⑥の項目については次の内容について記載すること。また、過去に類似した業務実績がある場合で、かつ、各項目に記載した事項を具体的に示す資料等があれば、添付すること。

①年間生物調査データの確認・整理

調査データの客観性・専門性を担保するためのチェック体制はどのように構築するか、区が提供する写真等から確実な分類が困難だと判断した場合の対応などを具体的に記載すること。

②調査結果の集計及び解析評価

仕様概要、目黒区生物多様性地域戦略、目黒区自然環境調査実施基準等を参照し、調査結果をどのように分析するか、アウトプットとしてどのような資料を作成するかなどを、区民にわかりやすい情報発信の観点から具体的に記載すること。

③ 現地調査会（いきもの住民会議）の運営

テーマ・企画内容・対象年齢・実施時期・定員等の事業概要、仕様概要に記載されている区が実施する以外の参加者募集方法、調査会当日の参加者の安全管理体制について具体的に記載すること。

④エコアップ研修の運営

テーマ・企画内容・対象年齢・実施時期・定員等の事業概要、仕様概要に記載されている区が実施する以外の参加者募集方法、研修当日の参加者の安全管理体制について具体的に記載すること。

⑤ ニュースレター（自然通信員だより）原稿データの作成

仕様概要に示す掲載必須の項目以外にニュースレターへどんな内容を掲載するか、区民にわかりやすい発信をするためにどんな工夫ができるかなどを具体的に記載すること。また、調査に参加していない区民の継続的・主体的な調査への参加意欲を促進させ生物多様性リーダー候補者を増やすための記事内容を提案すること。

⑥ 動植物目録年報（グリーンデータブック いきもの住民台帳）原稿データの作成

年報への掲載内容、作成する図版や資料等のイメージ、区民へのわかりやすい情報発信の工夫点など具体的に記載すること。また、区民の継続的・主体的な調査参加を促進させ、生物多様性リーダー候補者の育成につながる記事内容を提案すること。

⑦ 独自提案

上記のほか、当該業務において、提案者が有する生物に関する専門性や情報発信能力等を活かし、目黒区の生物多様性確保に関する施策を推進するために貢献できる点や提案者ならではの当該業務の成果向上に貢献できる点などがあれば記載すること。

◆添付資料（①から⑦についての過去の実績がわかる資料）

上記項目について、過去に類似の業務において各項目に記載した内容の具体的なイメージを伝えるための添付資料があれば、添付すること。資料を添付する際、たとえば、「③現地調査会（いきもの住民会議）の運営」に関する過去の実績資料を 2 枚添付する場合は「企画提案に関する事項<添付資料>」の欄に「③-1 ●●●●」「③-2 ●●●●」と記載すること。

質 問 票

平成 年 月 日

件名： 区民による身近な生物調査委託

(ふりがな) 法人名			
担当者	(ふりがな) 氏 名	電 話	
	E-mail		
質問の有無 (どちらかに○)	質問あり (質問事項を下記に記入ください)	質問なし	
質問事項			

令和 年 月 日

区民による身近な生物調査委託業者選定委員会 宛て

所在地

法人名

代表者氏名

印

プロポーザル参加申込書

区民による身近な生物調査委託に係るプロポーザル方式による受託候補者の募集について、下記の参加要件をすべて満たしていることを誓約の上、参加を申し込みます。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること、及び本書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件名 区民による身近な生物調査委託
- 2 目黒区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格
(東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し(両面をコピーしたもの)等)
- 3 その他
(参加申込にあたり、特筆すべき事項があれば記入)
- 4 連絡担当者
担当者所属・氏名・電話番号

以 上

令和 年 月 日

区民による身近な生物調査委託業者選定委員会 宛て

法人名

代表者

プロポーザル提案書

業務の名称 区民による身近な生物調査委託

履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

標記業務について、書類の内容について事実に相違ないことを誓約し、下記のとおり関係書類を添付して提案書を提出します。

記

提出書類

- 1 プロポーザル提案書（様式3、1部）
- 2 企画提案に関する事項（様式4、6部）
- 3 経営能力等に関する事項（様式5、6部）
- 4 直近の類似業務の実績を証明する書類（様式自由、6部）
- 5 提案価格書及び内訳書（様式自由、1部）

以 上

提出者) 住 所

電話番号

企画提案に関する事項

枠が不足する場合は、枠を広げて記入してください。

①年間生物調査データの確認・整理

②調査結果の集計及び解析評価

③現地調査会（いきもの住民会議）の運営

④ エコアップ研修の運営

⑤ ニュースレター（自然通信員だより）原稿データの作成

⑥ 動植物目録年報（グリーンデータブック いきもの住民台帳）原稿データの作成

⑦ 独自提案（上記のほか、当該業務において工夫する点など）

◆添付資料（①から⑦についての過去の実績がわかる資料）

経営能力等に関する事項

枠が不足する場合は、枠を広げて記入してください。

①法人の概要

経営形態			
設立年月日	年	月	日
資産又は 資本金	円	従業員数	常勤 人 非常勤 人

(業務内容)

--

(履歴)

--

②法人の過去の類似業務実績（過去10年間及び現在実施中の類似業務の実績）

(生物調査に関する専門性を必要とされる業務)

業務名	発注者	完了年月	業務の概要

(市民参加型調査イベント等の運営に関する業務)

業務名	発注者	完了年月	業務の概要

③人員配置

本委託を受注した場合、業務を担当する予定技術者を記入すること。予定技術者が業務の項目によって分かれる場合は、担当する予定者それぞれについて下記の必要項目を記載すること。

	予定監理技術者	予定担当技術者 1
(ふりがな) 技術者氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
所属・役職		
担当する 業務 (※)	—	全部 一部 (① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤)
実務経験年数	年	年
本業務に有益な 所有資格		
職歴・業務経歴 等 (監理技術者又は 担当技術者として 従事したものの み)		
同種または類似 業務実施経験 等、本委託に従 事するにあたっ ての強み		

※「担当する業務」は、「様式4 企画提案に関する事項」のすべての業務を同一の技術者が担当する場合は「全部」に丸をつけること。また、業務の項目によって担当技術者を分ける場合は、それぞれの担当技術者について必要事項を記入の上、「様式4 企画提案に関する事項」のうち、当該技術者が担当する番号に丸をつけること。

	予定担当技術者 2	予定担当技術者 3
(ふりがな) 技術者氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
所属・役職		
担当する 業務 (※)	一部 (① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤)	一部 (① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤)
実務経験年数	年	年
本業務に有益な 所有資格		
職歴・業務経歴 等 (監理技術者又は 担当技術者として 従事したものの み)		
同種または類似 業務実施経験 等、本委託に従 事するにあつ ての強み		

※「担当する業務」は、「様式 4 企画提案に関する事項」のすべての業務を同一の技術者が担当する場合は「全部」に丸をつけること。また、業務の項目によって担当技術者を分ける場合は、それぞれの担当技術者について必要事項を記入の上、「様式 4 企画提案に関する事項」のうち、当該技術者が担当する番号に丸をつけること。

